

# 美浜町太陽光発電設備の適正な設置 及び管理に関する条例の制定について

太陽光発電は、発電時に温室効果ガスが発生しない再生可能エネルギーとして固定価格買取制度の創設以来、急速に普及しました。しかし、全国的には山林や傾斜地を開発した太陽光発電施設が増加したことで、防災上の問題が生じたり、住民が居住している周辺に設置されることによる生活環境の変化によって、住民とトラブルが発生している状況であります。このような現状と太陽光発電事業の今後を踏まえ、太陽光発電事業と地域との調和及び自然環境の維持を図るため、美浜町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則を制定し、**令和7年4月1日**から施行します。

**合計発電出力が5kW以上の太陽電池パネルを町内に設置される又は施工が既に完了している太陽光発電設備が対象で、工事に着手する前や事業を変更するときは、地域住民の同意書を添付した届出が必要です。  
また、事業を終了するときは、届出が必要です。**

※建築基準法上の建築物に設置する場合や道路標識、案内板、照明、観測機器その他これらに類する機械及び工作物等に電気を供給する目的で一体となる太陽光発電設備は適用外とします。

## 届出までに必要な手続き

### ○事前協議

事業者は、あらかじめ事業の計画について、町と協議しなければならない。

### ○説明会の周知

事業者は、地域住民等に事業の計画を公開し説明するため、説明会を行う20日前までに地域住民等に周知しなければならない。

### ○説明会の実施

事業者は、地域住民等に対し説明会を開催し、事業区域及び周辺地域における自然環境、生活環境及び景観等の保全、災害発生の防止、構造の安全性、事業期間中の安全管理並びに事業終了後の措置に関する事項について、同意を得なければならない。

## 事業に関する規制について

○事業禁止区域: 事業を実施してはならない区域(法律に基づき許可されている場合は除きます。)

(1)土砂災害特別警戒区域 (2)砂防指定地 (3)保安林

○抑制区域: 事業を実施しないよう事業者に協力を求める区域 (法律や条例に基づき許可されている場合は協力を求めない。)

(1)土砂災害警戒区域 (2)地すべり防止区域 (3)急傾斜地崩壊危険区域

(4)和歌山県立自然公園区域 (5)国登録文化財所在区域 (6)県指定文化財所在区域

(7)町指定文化財所在区域 (8)農用地区域・甲種農地・第1種農地

【届出・お問い合わせ先】 〒644-0044 和歌山県日高郡美浜町和田1138番地の278

美浜町役場住民課 TEL 0738-23-4904